た、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき和歌山県防災会議が策定した和歌山県地域防災計画において第二次緊急輸送道路に指定されており、災害発生時において緊急輸送活動を担う重要な路線に位置づけられている。

また、本路線の通過する和歌山県有田郡有田川町は平成18年１月に旧吉備町、旧金屋町、旧清水町の３町が合併して誕生した町であり、旧金屋町中心部は、内陸部骨格道路で南北の主要幹線道路である本路線や一般国道424号、東西の主要幹線道路である県道吉備金屋線の他、有田市から高野町を経由しかつらぎ町を結ぶ一般国道480号などが相互に接続し、和歌山県の内陸部における交通の要所となっている。

しかしながら、有田川町の旧金屋町中心部における本路線と一般国道480号との交差部から県道吉備金屋線と一般国道424号との交差部を結ぶ一般国道424号及び480号の延長約2,981ｍの区間の現道（以下「現道」という。）は、車道部幅員が6.5ｍを満たしていない狭小な区間が2,494ｍあることに加え、曲線半径が30ｍを満たしていない線形不良箇所も３箇所存在するなど、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定を満たしていない箇所が存在していることから、車両同士の離合が困難となっており、平成19年から平成24年６月までの５年６ヶ月間で63件の交通事故が発生しているなど、車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。また、現道は小中学生の通学に利用されているにもかかわらず、歩道が整備されていないことから、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしており、主要幹線道路としての機能が損なわれている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な２車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な交通が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、歩道が整備されることにより歩行者等の安全な通行の確保にも寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、和歌山県教育委員会と協議を行い既に確認調査が完了している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令第３種第３級の規格に基づき、バイパス方式により歩道を備えた２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、集落等の分断を避け山裾をバイパス方式により整備する案（以下「申請案」という。）のほか、現道拡幅方式により整備する案及び有田川を渡河してバイパス方式により整備する案の３案について検討が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、移転対象物件が最も少なく、経済的にも廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う町道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、幅員が狭小であり、線形不良箇所も存在することなどから、車両の安全かつ円滑な交通に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行も確保されていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等により構成される県道海南金屋線改修促進協議会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県有田郡有田川町役場

○土地収用法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十二月五日

近畿地方整備局長　谷本　光司

第１　起業者の名称　和歌山県

第２　事業の種類　県道粉河加太線改築工事（和歌山県和歌山市直川字野田地内から同市直川字舟渡田地内まで）、これに伴う農業用水路及び農業用道路付替工事並びに市道改築工事

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県和歌山市直川字野田、字須井田、字須川、字乙貝及び字舟渡田地内

２　使用の部分　和歌山県和歌山市直川字野田、字須井田、字須川、字乙貝及び字舟渡田地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県和歌山市直川字野田地内から同市直川字西端地内までの延長895ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道粉河加太線改築工事、これに伴う農業用水路及び農業用道路付替工事並びに市道改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道粉河加太線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により市道交差部の安全かつ円滑な交通が阻害されるため、右折車線の設置等により従来の機能を確保するための市道改築工事は、道路法第３条第４号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用水路及び農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる土地改良区が設置する農業用水路及び農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。